

法第58条の自主回収報告に係る厚生労働省令・内閣府令案

*令和元年9月 厚生労働省 食品衛生法等の一部を改正する法律の政省令案に関する説明会資料 からの抜粋

法第58条の自主回収報告に係る厚生労働省令・内閣府令案

改正法における自主回収報告における規定

第58条 営業者が、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、その採取し、製造し、輸入し、加工し、若しくは販売した食品若しくは添加物又はその製造し、輸入し、若しくは販売した器具若しくは容器包装を回収するとき(次条第1項又は第2項の規定による命令を受けて回収するとき、及び**食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚生労働省令・内閣府令で定めるとき**を除く。)は、厚生労働省令・内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、回収に着手した旨及び回収の状況を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 第6条、第10条から第12条まで、第13条第2項若しくは第3項、第16条、第18条第2項若しくは第3項又は第20条の規定に違反し、又は違反するおそれがある場合
 - 二 第9条第1項又は第17条第1項の規定による禁止に違反し、又は違反するおそれがある場合
- ② 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、厚生労働省令・内閣府令で定めるところにより、当該届出に係る事項を厚生労働大臣又は内閣総理大臣に報告しなければならない。

※ 営業者が届出をせず、又は虚偽の届出をした場合、法第85条第3号により罰則（50万円以下の罰金）の対象

○ 法第58条第1項柱書で規定する**食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合**として届出義務の対象外となるのは、**営業者が回収に着手する時点で**、以下のいずれかに該当する場合とする(次項の□部分参照)。

1 当該食品等が不特定又は多数の者に対して販売されたものではなく、容易に回収できることが明らかである場合

(例)

- ・ 地域の催事で販売された焼きそばについて、催事場内での告知等で容易に回収が可能な場合
- ・ 部外者が利用しない企業内の売店で販売された弁当であつて、館内放送等で容易に回収が可能な場合

2 当該食品等が消費者に喫食されないことが明らかである場合

(例)

- ・ 食品等が営業者間の取引に留まっており、卸売業者の倉庫に保管されている場合
- ・ 食品等が消費期限又は賞味期限を超過している場合（注：期限として不当に長期の期間を表示した場合を除く。）

○ ただし、上記の一又は二に該当し、**届出対象とならない場合であっても、極めて毒性の強い食品**(不適切な処理が行われたフグ刺し、ニラと誤認されて販売されたスイセン等)の回収情報については、消費者安全の観点から消費者に情報提供されることが望ましく、営業者においては**任意の届出を行うことが適当**。このようなケースでは、必要に応じて**行政機関による公表(報道発表等)と回収命令等の措置を実施することが適当**。

法第58条の規定を受けた厚生労働省令・内閣府令の案

注) 今後の法令審査等の過程で変更の可能性有り

- ① 法第58条第1項柱書の規定による食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合は、営業者が、その採取し、製造し、輸入し、加工し、若しくは販売した食品若しくは添加物又はその製造し、輸入し、若しくは販売した器具若しくは容器包装(以下「食品等」という。)について、当該営業者が回収に着手する時点において次の各号に掲げる状況のいずれかに該当すると判断した場合とする。
 - 一 当該食品等が不特定又は多数の者に対して販売されたものではなく、容易に回収できることが明らかである場合
 - 二 当該食品等が消費者に喫食されないことが明らかである場合
- ② 法第58条第1項の規定により、営業者が、食品等を回収する場合は、回収に着手した後遅滞なく、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
 - 一 営業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び事務所の所在地)
 - 二 営業者が回収の事務を他の者に指示又は委託した場合は当該者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び事務所の所在地)
 - 三 当該食品等の商品名、一般名称及び食品等に関する表示の内容その他の当該食品等を特定するために必要な事項
 - 四 当該食品等が法第58条第1項各号のいずれかに該当すると判断した理由 ※ 自治体が行うリスク分類は、②四の情報に基づいて行う。
 - 五 当該食品等の回収に着手する時に判明している販売先、販売先ごとの販売日及び販売数量
 - 六 当該食品等の回収に着手した年月日
 - 七 回収の方法
 - 八 当該食品等が飲食の用に供されたことに起因する危害の発生の有無
- ③ 営業者は、前条各号の届出事項に変更(軽微な変更を除く。)が生じた場合にはその旨及びその内容を都道府県知事に遅滞なく届け出なければならない。
- ④ 営業者は、当該回収が終了したことを確認できた場合には、その旨を都道府県知事に遅滞なく届け出なければならない。
- ⑤ 都道府県知事は、営業者から第2項及び第3項の規定に基づく届出があった場合であって必要があると認めるときは、期限を定めて当該営業者に報告を求めることができる。
- ⑥ 都道府県知事は、営業者から第2項から第4項までの規定に基づく届出及び前項の規定に基づく報告を受けた場合には、次に掲げる事項を厚生労働大臣(法第20条の規定に違反し、又は違反するおそれがある場合にあつては、内閣総理大臣)に報告しなければならない。
 - 一～八 (略) ※②一～八に同じ
 - 九 第3項の規定に基づく届出を受けた場合にはその旨及びその内容
 - 十 第4項の規定に基づく届出を受けた場合にはその旨
 - 十一 第5項の規定に基づく報告を求めた場合にはその旨及びその内容並びにその回答の内容
- ⑦ 第2項から第4項までの規定に基づく届出及び第5項の規定に基づく報告は、電子情報処理組織(厚生労働省及び内閣総理大臣の使用に係る電子計算機と、これらの規定による添付をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いて行うことができる。

(参考)消費者庁における改正食品表示法に係る下位法令の検討状況

食品表示法の一部を改正する法律(平成30年法律第97号)における自主回収報告の規定

(食品の回収の届出等)

第十条の二 食品関連事業者等は、第六条第八項の内閣府令で定める事項について食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をした場合において、当該食品を回収するとき(同項の規定による命令を受けて回収するとき、及び消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれがない場合として内閣府令で定めるときを除く。)は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、回収に着手した旨及び回収の状況を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公表しなければならない。

※ 食品関連事業者等が届出をせず、又は虚偽の届出をした場合、罰則(50万円以下の罰金)の対象

○ 現在、食品表示法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案に関して意見公募手続を実施中(8月7日～9月5日)であり、政令案の概要は以下のとおりである。

(1) 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令(平成27年政令第68号)の一部改正
改正後の食品表示法第10条の2第1項に規定する食品の回収の届出の受理等に関する事務を都道府県知事(法第15条第5項に規定する保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。)が行うこととする。

(2) 経過措置

改正法による改正後の法第10条の2第1項の規定は、改正法の施行の日以後に着手された同項に規定する食品の回収について適用することとする。

(3) その他

その他所要の規定の整備を行う。

○ 届出手続等を定める内閣府令に関しては、改正食品衛生法に係る厚生労働省令・内閣府令と概ね整合性が取れた内容となるよう、消費者庁と厚労省とで協議しながら進めている。

○ 改正食品表示法に係る下位法令は、食品衛生法の下位法令と同時期(令和元年10月上旬以降)に公布予定である。

事業者の皆様へ

消費者の健康被害防止のため、2021年6月までに、食品リコール（自主回収）を行った場合の届出が義務化されます！

- 改正食品衛生法と改正食品表示法に基づき、食品リコールを行った場合、行政へ届出することが義務化されます。
- 届出された情報は国のシステムで一元的に管理され、公表されます。
- 行政への届出は、2021年6月までに義務化されます。

自主回収届出（食品衛生法違反の場合のイメージ）

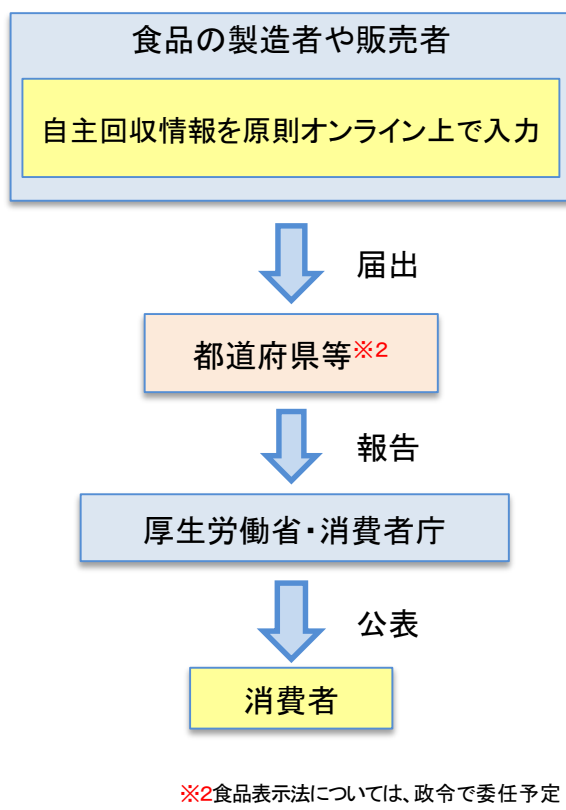
名称	〇〇〇
賞味期限	〇年〇月〇日
製造者	(株)厚労商店
自主回収の理由	腸管出血性大腸菌O157の検出
クラス分類※1	CLASS I
画像	自主回収対象食品の写真等
.....

※1 クラス分類: 重篤な健康被害発生の可能性に応じⅠ、Ⅱ、Ⅲの三段階で分類。

自主回収届出（食品表示法違反の場合のイメージ）

名称	〇〇〇
賞味期限	〇年〇月〇日
製造者	(株)消費商店
自主回収の理由	「小麦」のアレルゲン表示の欠落
健康への影響 (クラス分類は検討中)	「小麦」にアレルギーを有する人が、じんましん、呼吸困難等のアレルギー症状を発症することがある。
画像	自主回収対象食品の写真等
.....

<届出から公表までの基本的な流れ>



※2食品表示法については、政令で委任予定

● 食品の自主回収をしたら必ず届出が必要ですか。

- ・大腸菌による汚染や異物の混入等（食品衛生法違反又は違反のおそれ）
 - ・アレルゲンや消費期限等の安全性に関する表示の欠落や誤り（食品表示法違反）
- による自主回収をする場合※3の届出が義務化されます。届出は原則オンライン上のシステムで行うことになり、システムについては2021年6月までの完全稼働を目指しています。

※3 具体的な届出事項と届出手続については、追って厚生労働省令・内閣府令等で規定します。政省令を策定する際にはパブリックコメントで意見募集を行います。

営業届出対象外業種の解説

改正の趣旨

- ◆ 法第57条第1項において、営業の届出制度の対象外として、公衆衛生に与える影響が少ない営業を政令で定めるとされていることから、当該営業を定める。
- ◆ 「公衆衛生に与える影響が少ない営業」とは、取り扱う食品の態様やその業態からみて、営業届出の対象となる業種よりも食中毒などのリスクが低く、保健所がその所在や事業内容を把握して積極的に監視指導を行っていく必要性に乏しい業種である。これらの業種は、一般衛生管理の実施が衛生管理の主たる部分であることに加え、過去に大規模又は重大な食中毒事故等の例が見られないことから、営業許可や営業届出の制度を通じて、保健所が積極的な指導を行わずとも、必要な衛生管理の確保が期待される。

主な留意点

- ◆ 届出対象外業種については、施行規則第66条の2第4項の規定により必要に応じてHACCPに沿った衛生管理を行うこととし、実質的にHACCPに沿った衛生管理の取組を免除している。

定義

- ◆ 食品又は添加物の輸入をする営業

営業届出の対象外とする考え方

- ◆ 輸入業の特性として、その取引は伝票のやりとりを中心として行われ、食品等に直接変更を加えるものではなく、汚染や腐敗・変敗が生じにくいと考えられ、一般衛生管理が衛生管理の大部分を占め、また、過去に大規模又は重大な食中毒事故の事例が見られないことから、営業届出の対象から除くことが適当。